

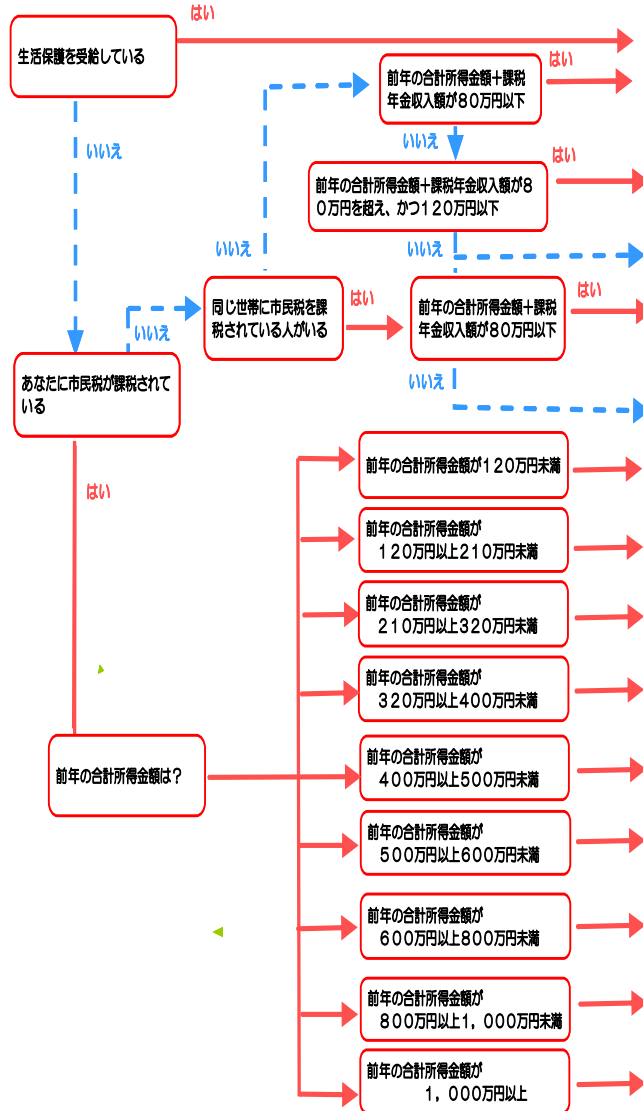


あなたの介護保険料を確認しましょう

※1 合計所得金額とは・・・
収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※2 課税年金収入額とは・・・
国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

※ 保険料の算定には、年金所得控除、土地・建物の長期・短期譲渡所得の特別控除を反映した合計所得金額を用います。



第8期（令和3年度～令和5年度） 介護保険料					
所得段階	住民税		対象者	保険料率	年間保険料率 (月額保険料)
	本人	世帯			
第1段階	非課税	はい	●生活介護の受給者	基準額×0.3	23,400 (1,950) 円
			●老齢福祉年金の受給者		
			●合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方		
第2段階	非課税	はい	●合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え、かつ120万円以下の方	基準額×0.4	31,200 (2,600) 円
			●合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方		
第3段階	非課税	はい	●合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.7	54,600 (4,550) 円
第4段階	課税	はい	●合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.9	70,200 (5,850) 円
第5段階 基準額			●合計所得金額＋課税年金収入が80万円を超える方		
第6段階			●合計所得金額が120万円未満の方		
第7段階			●合計所得金額が120万円以上210万円未満の方		
第8段階	課税	いいえ	●合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.55	120,900 (10,075) 円
第9段階			●合計所得金額が320万円以上400万円未満の方		
第10段階			●合計所得金額が400万円以上500万円未満の方		
第11段階			●合計所得金額が500万円以上600万円未満の方		
第12段階			●合計所得金額が600万円以上800万円未満の方		
第13段階			●合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方		
第14段階			●合計所得金額が1,000万円以上の方		

●介護保険料を滞納すると・・・

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納している期間に応じて次のような措置が取られます。

1年以上滞納すると・・・

サービスを利用したときに費用がいったん全額自己負担となり、申請により後で保険給付分が支払われます。

1年6カ月以上滞納すると・・・

保険給付分の一部または全部が差し止められ、その中から滞納している保険料相当分が差し引かれます。

2年以上滞納すると・・・

サービスを利用したときの自己負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられない。

●宜野湾市の介護保険料の減免について

介護保険料について、納付が困難になった場合、保険料を減免する制度があります。下記の減免の要件等を確認のうえ、該当すると思われる65歳以上の方は、介護長寿課にて申請してください。

- 介護保険料の所得段階が2段階、3段階の方は、次のいずれにも該当する場合は減額することができます。
 - ① 非課税世帯で、前年中の世帯収入金額（預貯金を含む）が120万円以下である。（本人を除く世帯員がいる場合は1人につき35万円を加える）
 - ② 資産を活用してもなお生活が困窮していると認められる世帯に属する方。
 - ③ 市町村民税課税者と共に生計を共にしない方。
 - ④ 市町村民税課税者に扶養されていない方。
- 前年中の世帯合計所得金額が600万円以下で、次の場合には所得段階区分に関わりなく減額が適用されます。
 - ① 住宅、家財又はその他財産について、著しい損害を受けた場合。
 - ② 主たる生計者が死亡、長期入院、事業の損失、失業等により合計所得金額が1/2以上減少すると見込まれる場合。
 - ③ 農作物、不漁の損失額が3/10以上ある場合。
- 刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されていた方は、その期間の保険料は免除されます。

☆保険料減免についての詳しい内容については、市役所介護長寿課窓口までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ 介護長寿課 098-893-4411
(内線4122, 4123, 4121)